

答申第 167 号

平成 16 年 3 月 22 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 10 月 4 日付けで諮問された環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（大気水質課）一部非公開の件（諮問第 123 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、県が補助金を支出している平成10年度から平成12年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書及びそれらに関する預貯金通帳について、該当する事務事業がないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成12年8月29日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成10年度から平成12年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

(2) これに対し、知事は、平成12年9月12日付けで、本件請求の対象とされた行政文書のうち大気水質課に係る文書（以下「本件行政文書」という。）は存在していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 不服申立人は、平成12年9月18日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張は、次のとおりである。

実施機関が本件行政文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

4 実施機関（環境農政部大気水質課）の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

実施機関は、大気水質課においては本件公開請求に該当する事務事業がないことから、本件行政文書が存在しないため、本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、不服申立人からは意見陳述を希望する申出がされなかったこと及び本諮問案件の内容にかんがみて、不服申立人からの意見及び実施機関からの口頭による説明の聴取を行わなかった。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県が補助金を支出している平成10年度から平成12年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件行政文書が存在しない理由として、本件請求に該当する事務事業がない旨説明している。

イ 当審査会が調査したところ、大気水質課において、平成10年度から平成12年度までの間に、補助金（市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）を支出した事実はないことが認められる。したがって、該当する事務事業がないとする実施機関の説明は首肯でき、本件行政文書は、存在しないものと認められる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年10月4日	諮問
10月27日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11月30日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12月27日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成15年11月19日 (第27回部会)	審議
平成16年1月14日 (第29回部会)	審議
2月2日 (第30回部会)	審議
2月19日 (第31回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年 3月22日現在) (五十音順)